

齋と改名^(か)から忠利へあてた返書に「其元今にキリシタン御せんさく(中略)一度伴天連もんとに成り申し候もの、ころび申す事百人の内一両人ならではこれ無きものにて候、其方家中には、一切同類これ無き由、めでたく候事」(『熊本県史』近世(1)部分旧記十五)と、細川家中からはキリシタンは絶えたが、庶民のキリシタン信仰は根強く、転宗する者は「百人の内、一人か二人」であるという。厳しいキリシタン取り締まり、弾圧にもかかわらず、細川領内には、まだ多くの隠れキリシタンがいることを、三斎は示唆している。

享保年間にかかれた「中津記」に、古老の話として「三斎豊前在城の間、斬殺三千人に及ぶと(中略)其ころ郡・国邪宗門の説盛んに行われて、家々戸々もつとも惑乱す、三斎これを悪んで、刑罰三族に至る故、今に至つて一国の内其余燼、類族という者有事なし」と記している。これによると忠興は、豊前在城中に、キリシタンの三族まで処刑して、その数は三〇〇〇人にも及んだという。この数をそのまま実態とすることはできないが、細川氏は、政治的利害から、キリシタンの取り締まり、弾圧は、徹底したものであつたことを窺^(うかが)うことができる。

三 細川忠興の入国と差別の芽

細川忠興の入国

慶長五年(一六〇〇)の関ヶ原の戦で石田三成に味方した大名は、徳川家康によつて改易^(えき)(取り潰し)されたり、減封されたりした。徳川に味方した大名や、徳川一門と譜代の家来(関ヶ原の戦以前に徳川の家来になつたもの)が加増されて新たに大名に取り立てられて、その跡に封ぜら

れていき、徳川勢力は大きく膨張した。

徳川に味方した細川忠興（たからちゆうこう）は丹後国宮津で一一万石の大名であったが（慶長五年二月、家康の斡旋あっせんで豊後国杵築で五万石の増地を持つことになったので、実際には一六万石）、関ヶ原の戦の功勞によつて、豊前国全域と豊後国で国東・速見両郡の内を領する大名として増地となり、中津城を居城として新しい領地に入つてきた。

細川忠興は入国の翌年、慶長六年（一六〇二）領内の検地を行い、検地帳を作成した。この検地により領内の田畠の石高は三九万九〇〇〇石余であつたと、後世に書かれた「細川藩譜採要」という本に書かれている。このときの検地帳で田川郡弓削田村の分が残つている。田川郡弓削田村の検地帳を見ると一一五人の農民が耕作に当たつていることが分かる。この人数を後に説明する人畜改帳と比較してみると、約一倍の耕作農民がいたことになる。これはたいへん理解し難いことである。細川忠興の慶長六年の検地に際しては、検地定目までつくつてゐるが、実際には土地の丈量は行われず、毛利勝信や黒田孝高が行つた検地の数字を、そのまま庄屋に報告させ、それを基にして検地帳を作つたのではないかと考えられる。だから一家一作の本百姓制の確立以前の、土地を耕作している者は家長以外の子供、小作人、名子すべてのものが記載され、人数が随分多くなつてゐると思われる所以である。これを一家一作の名請人の制度、すなわち江戸時代の制度になおしていく作業がこれから始まり、後に述べる元和八年（一六二二）の人畜改帳完成の時期ぐらいまでの期間が費やされたのだと考えられる。

小倉城を築城して 検地を終えて三九万九〇〇〇石余の石高を計算した細川忠興は、九万九〇〇〇石余は居城とする

領主の蔵入地（くらいぢ）とし、残りを家来の知行地としたということが、これも「細川藩譜採

要」という本に書かれている。蔵入地九万九〇〇〇万石余というのは、貢租率の平均が仮に幕府の基準である四公六民であつたとすると、藩主の収入は年間四万石であつた、ということになる。

検地の翌年、慶長七年一月、細川忠興は居城を中津から小倉に移すことにし、その工事に着工した。中津は領内の南北のほぼ中央に位置し、領内統治には便利であったが、関門海峡を扼す要衝の地としての小倉の重要性を認識していたからだと思われる。また、今ひとつ理由としては、中国地方で一二〇万石を領していた毛利氏が、関ヶ原の戦で石田方の盟主として戦つたため、家康から周防・長門三六万石に減封されており、徳川に敵対した毛利氏を抑える（すなわち徳川に忠勤を表す）ために小倉に居城を移したことが考えられる。

これまでの小倉城を本丸（現在、天守閣のある一画）と北の丸（現在、八坂神社のある一画）とし、新たに松の丸（本丸の南側）を設け、さらに東側紫川までの地を城の中枢部分とした。その北・西・南側を二の丸が取り巻き、二の丸の西・南側を三の丸が囲み、それぞれ濠で区分された。三の丸の外側も濠で囲み、これを外濠とした。足立山から流れて紫川に流入する寒竹川の香春口付近から北に濠を造り、これを東側の外濠（現在の砂津川）とし、東側の外濠と紫川の間の地を新たに開いて東曲輪とした。北は海に面し、東・南・西は外濠で囲まれ、外濠の長さは八キロメートルにおよぶ大きな城郭が造られた。本丸には五層六階の天守閣を設け、街道の出入口八カ所には堅固な門が築かれ、各門の防衛力を強めるため、門の近くに寺院や広場を配するなど、豪壮で要害堅固な城づくりであった。細川忠興は城の完成をまたず、慶長七年（一六〇二）十一月には中津から小倉に移ってきた。

城郭内には町割りをして城下町をつくり、諸国の商人を集めて城下町の繁栄策を講じた。武士の城下町集

住とともに、城下町は軍事拠点でもあったのである。各大名は武器をはじめとする軍需物資の調達のため、
鑄物師・鍛冶・皮革・大工などの職人を強制集住させ、一部の者に對しては租税免除、屋敷地付与などの特
権を与えて保護した。細川忠興もまた、城下町に鑄物師を集住させ、地子（地代）免除の特権を与えて保護
した。その他、鍛冶・紺屋などの集住する町もつくられた。鑄物師・鍛冶・皮革・大工・屋根葺きなどの職
人は、本来は農山村に根ざす自立した職能者であったが、特定地域への集住は自立性を失い、同時に保護は
差別につながる要素を持つものでもあった。

人畜改帳をつくる 慶長六年（一六〇二）の検地からおよそ一〇年を経過した元和八年（一六二三）人畜改
帳を完成した。検地帳は農民から年貢を徴収するための台帳であるが、農民は年貢の
ほかに、藩のいろんな工事（道普請・灌漑用の池や溝をつくる工事・川や土手の工事・建築・開拓・山林の維持や伐採そ
の他）や行事に労役を徴収される。この労役を徴収するため人間や牛馬の数を調べておく必要があり、これ
が人畜改帳である。

細川氏がつくった人畜改帳には各村ごとに、その村の石高を人間・牛馬の数が詳しく調べあげられている。
各村の家数と人数、その人数は内訳として、男は一五歳以上と一五歳以下の人数、それに女の人数が記さ
れ、牛と馬の数がそれぞれ記されている。そして、それらの人がどのような仕事に携わっているかの家数と
人数の明細が記されている。仕事の内容は次のように区分されている。

惣庄屋

百姓・小百姓

第3章 江戸時代

名子・荒仕子

山伏	坊主	日用取り	ざるかたげ	牢人	かわた	屋根葺き	瓦焼き大工	檜皮葺き仕る者	炭焼き	境目ノ番	川口ノ番	山ノ口	大工	鍛冶	水夫	名子・荒仕子
----	----	------	-------	----	-----	------	-------	---------	-----	------	------	-----	----	----	----	--------

第5編 近世

神主・社人

はかせ

はちひらき

座頭・めくら

ささらすり

こしぬけ

杣大鋸モモ

町人

上野焼物師あがの

塩壳り

念佛申し

つづら作り

おどり子

奉公ニ罷出候者の子供まかり

らかん寺の荒仕子

檜物屋ひのきものや

ぬし(塗り師)

紙漉⁺

これを見ると、領内の住民の職業、職能、あるいは状態がよく分かる。この中で注意すべき点を考えてみると次のようである。

慶長六年（一六〇二）検地のときの村と、この人畜改帳の村は、その村域が同じでないということである。慶長六年の段階の村は、戦国期以来のものであつたと思われるが、新たに農村支配をしていく上に便利なよう、村の編成替えが行われている。田川郡弓削田村という村名は、人畜改帳では姿を消し、河原弓削田・宮尾弓削田・西弓削田の三カ村に分割されているようである（検地帳の弓削田村の村域が、そのまま三カ村に分割されたものではないと思われるが、村の石高から見て、大略このように言い得る）。そして検地帳による弓削田村の農民は、一一五人であつたものが、人畜改帳による河原弓削田・宮尾弓削田・西弓削田の三カ村で六六人になつてゐる。これは、耕作者全員を書き上げた検地帳が貢租負担者である名請人なうけにん（本百姓）、すなわち土地保有者による一家一作の体制が完成したことを意味している。

また慶長六年の検地帳には庄屋という名称は出でているが、元和八年（一六二三）の人畜改帳では手永てなが、惣庄屋といふ名称が出てくる。手永とは細川氏がつけた名称で、一五〇一〇カ村の範囲の行政区域を呼ぶ名称であり、惣庄屋とは手永の管轄者のことである。惣庄屋は管轄する手永内の庄屋たちを指揮監督して藩の施策を実施したり、各村々から年貢や夫役ぶやくを徴集したりする役割を持つものである。このような農村支配の構造が、慶長六年から元和八年の二〇年間に出来上がつた。それは、言葉をかえれば、細川氏は二〇年間を費やして江戸時代にふさわしい農村整備の基礎づくりを完成した、ということになる。

この惣庄屋や庄屋は、これまでの土豪や地侍層の人びとが任命された。これらの人びとは從来からの地域の実力者であり、細川氏は農村支配（それは藩体制維持の基本である農民からの年貢と夫役の取り立てを目的とする）の貫徹を図るため、在地の有力者を惣庄屋や庄屋などの村役人に取り立てて、領民支配の末端組織に組みこんだのである。惣庄屋には藩から扶持ふちが支給された。藩から扶持が支給されるということは、藩主の家臣同様に遇されるということであり、同時に藩主に対して奉公（忠節）を尽くすという関係に置かれるることを意味している。

多数の名子・ 荒仕子の存在

また、この人畜改帳で注意しなければならないのは、非常にたくさんの名子・荒仕子が書き上げられていることである。百姓の総数の四分の三にものぼっている。名子は地侍・豪農や名主に半隸属性的な関係で農業に従事し、労役の提供をさせられており、荒仕子は力仕事の雑役をしながらも、地主から土地を借りて耕作に従つており、共に独立した農家經營者ではない。戦国時代の大名は、直接耕作者を農家經營者として、この農民から大名が直接に年貢を取る方式に切り替えていた。だから多くの名子がこの段階で隸属性的な身分関係から解放され、独立した農家經營者一年貢負担の主体ーとなつたのである。大名にとっても、豪農や名主、それにまだ残存していた莊園の領主や役人などによる、直接耕作者からの中間搾取さくしゅの排除が出来た。これは耕作者にとっても、大名にとっても良いことなのである。

ところが細川氏の場合、農村整備の基礎づくりの段階でも、この原則は貫かれることなく、非常に多くの名子が残った。細川氏は人畜改帳を完成するまでの二〇年間に手永制度を確立し、農村支配体制を固めたが、先にも述べたように手永の大庄屋や村々の庄屋は、これまでの土豪や地侍など、その土地で勢力の強い者を

任命している。数多くの名子を抱えているのは、主としてこの土豪・地侍層である。細川氏は彼らの持つ名子を温存してやつた代わりに、農村支配の第一線である惣庄屋・庄屋に取り立てた。言葉を換えれば、その土地で大きな勢力を持つ者との妥協であったと言うことができる。

しかしこれは小倉藩だけでなく、藩政の当初はどこの藩も同じようなことをしているが、小倉藩の場合、名子の存在は幕末まで残る。そのような妥協の産物としての政治が永続する、ここに小倉藩の特性があると思われる。豪農層の名子労働に対する依存度の高さは、当然ながら農業生産力の発展を遅らせる。それは藩力の弱体化を招くことになるのである。

人畜改帳の人びと 人畜改帳には職業や職能、人びとの生活状態を表す区分が詳細にされているが、ここで、いま一つ注意をする必要があるのは、その中には「かわた」をはじめ、後世被差別部落に組み入れられたと考えられる仕事に従事していた者が記されている。ずっと年代が下るが、江戸の穢多頭彈左衛門が享保四年（一七一九）、幕府に差し出した彼の配下に属する職業に従事していた者と通ずる仕事に携わっている者を人畜改帳から拾うと次のようなものがある。

かわた・はかせ・はちひらき・座頭・めくら・ささらすり・念佛申し・つづら作り・おどり子

弾左衛門が挙げた職業を標準と考えれば、小倉藩の場合でも、これらの職業に携わっていた人びとの全部または一部が、後世・被差別身分に組み入れられたと考えられるのである。中世の社会でも、社会の主たる生産である農業従事からはみだし、雑業に従事せざるを得なかつた人びとの社会的地位は低く、蔑視の対象

層をなしていたと考えられる。細川氏の時代、中世社会で蔑視されるような仕事に従事していた人びとは、やはり蔑視の対象になっていた。戦国時代は身分の流動は激しく、従事していた仕事が世襲的に継承されたわけではない。人びとはある程度、自分の意思で自分の好む仕事を選ぶことができ、身分は階層的ではあったが、流動的なものであつた。だから農民や商人が大名になり、豊臣秀吉のように閥白までも昇ることが出来たのである。

しかし、検地と兵農分離は、それを不可能にしてしまった。封建体制とはもともと身分階層によつて支配の貫徹を実現しようとするものであるから、身分制が拡延され、それに差別が随伴するのである。ただ、十八世紀以降のように、制度（法）をもつて村落共同体から疎外し、差別を固定してしまうというようなことはなかつた。

人畜改帳は領民から夫役を徵集するための台帳であり、したがつて人畜改帳に記載されている仕事に従事している者は、社会から疎外されていなかつた、と解される。社会から疎外するということは、疎外された人間にに対する差別ということになるので、人畜改帳に記載されていることは制度として差別の対象とされていなかつた、ということになる。

領内の住民で人畜改帳から除かれた人びとのあつたことも考えられる。細川氏の小倉城在城時代の末期、寛永九年（一六三二）の資料（『御奉行奉書抄出』永青文庫蔵）によると、小倉だけでも一四五人の非人のいたことが明らかであるが、人畜改帳に非人の記載はみられない。中世から近世初頭のころまで、犬神人や乞食・物もらいなどだけでなく、一般的に賤業とされている仕事に従事する者を非人と呼んでいた。既に社会的に

疎外されていた人びとはいたが、人畜改帳に記載された者の一部が、後世、賤業従事者として被差別部落に組みこまれたとしても、まだこの段階ではそれらの人びとが差別（疎外）される階層をなしていなかつたと考えられる。

それといま一つ、人畜改帳に記載されなかつたと思われる者に、河原居住者がある。河原居住者は貢租・夫役の負担から除かれていたので、これも人畜改帳から除かれた。河原居住者に何故なつたのかを考えると、次のような場合が考えられる。

(1)動乱や災害などで家や田畠を失つたもの

(2)戦国動乱で戦いに敗れたもの

(3)細工者や雑芸能の渡りもの

(4)皮革関係の作業のため、良質な水を必要とするもの

(5)その他キリシタン弾圧などで河原住まいをしたもの

南北朝期を過ぎると、河原者についての文献がかなり多くなる。南北朝期の内乱で生活の基盤を失つた人びとが住みついたからと思われる。その後の動乱と、特に長期にわたつた戦国の動乱の中で右にあげたような人びとが河原に住みつき、わずかな土地を開いて耕作をしたり、農業労働者として雇われたり、いろんな雑業や遊芸に従つたり、とにかくその日の糧かてを得るために働いたわけである。河原に住みつくということは、河原者という蔑称をもつて蔑視の対象とされた。年貢・夫役の課されない不課の民とは、共同体からの疎外ということになる。それは一つの社会外の社会でもあつた。

かわた 十八世紀以降、制度をもつて被差別部落に組みこまれ、その役目の主要な一つである**斃牛馬**の處理と皮革製造の仕事に携わった「かわた」（かわや）が人畜改帳に記載されている。細川領内で

二三人を数えることができる。のちの小倉小笠原藩の領域である企救・田川・京都・仲津・築城・上毛の六郡だけを見ると五人の「かわた」がいることが分かる。だいたい一郡に平均一人ということになる。

当時の社会では皮革は重要な軍需品で、武器・武具を作るのに欠かせない品物である。細川氏は小倉沖の藍島に牛の放牧場を設けて、皮革の確保に努めたくらいである。だから、人畜改帳にみられるように、皮革関係の仕事に携わる者が一郡に一人程度（数人居る場合もあり、まったくない郡もある）では、円滑な皮革の需給が保たれたとは考え難いことである。したがって人畜改帳の「かわた」とは、地域的な皮革の集荷人として大きな問屋のようなものではなかつたのか、あるいは皮革としての製品を作り上げる作業をする人びとの集団の統領のようなものではなかつたか、とでも考えなければ理解しにくい。そうであるならば、この「かわた」の下に、実際に皮革をつくる作業に当たる者や、皮革を集荷してまわる人びとがいたのではないかと思われる。

そして皮革の製造作業は、清い、よい水がなければ出来ないので、河原に住んだ者もいることが考えられる。そのため当時の社会では非常に重要な仕事をしていたにもかかわらず、河原に住んだ者は人畜改帳に記載されなかつたと考えられる。しかし、これは河原に住んだ者だけのことであつて、皮革関係の作業をする者が、すべて河原に住んだわけではない。

小倉時代の細川氏の資料からは明らかになし得ないが、寛永九年（一六三二）肥後国に転封になつた後の

資料によれば「かわた」は皮革関係の仕事だけでなく、農業を兼業している。小倉藩時代の細川氏の政治は、肥後藩時代と基本的には同じと考えられるので、小倉藩の皮革製造関係の作業に当たっていた者も、当初から農業とかかわりをもつていたと考えられる。また隣の福岡藩の場合、「かわた」は農業にも従事している。

人畜改帳の中に記載されている百姓や、膨大な数の名子・荒仕子の大部分は農業に従事しており、皮革関係の作業をしていても、農業に従事しているということにおいて、百姓や名子・荒仕子の中に記載されたのではなかろうか。

このようなことから、人畜改帳の「かわた」（かわや）とは、皮革関係の作業をする統領的なもの、あるいは皮革を集荷する問屋的なものではなかつたかと思われるるのである。

これらのこととは、いざれも仮説の域を出ないが、はつきり言えることは、農業に従事していよいまいと、百姓はもちろんであるが、名子・荒仕子といえども、人畜改帳に記載されているということにおいて、それは村落共同体から疎外されていなかつたということである。このことは人畜改帳の三〇余種の職能区分のうちのあるものは、先にも述べたように、のちに被差別身分に組み入れられたと思われる。しかしこの段階では社会からの疎外——社会外の社会のものとして——はなされていなかつたことがはつきりしている。制度的にはすべて同列であったと考えられる。もちろん、藩政時代というのは身分制の社会なので、身分——武士と庶民——による差別はあるが、後に述べる元禄—享保期（二六八八—一七三五）以降のよう、ある特定の人びとを社会生活から疎外し、制度をもつてそのような差別をつくりだす、ということはなかつた。

人畜改帳に小倉城下町に住んだ者の記載はないが、皮革を取り扱う者は小倉城下町に住んでいることが窓永四年（一六二七）の「細川藩日帳」から分かる。城下の東町（細川忠興が小倉城築城のとき新たに開いた紫川から東の郭内）に住む四郎兵衛という「かわた」が盜難にあり、奉行に訴え出た記事がある。このことから、当時は皮革関係者が混住しており、後世のように被差別部落に居住させられて差別を受けるようなこともなかつたことが分かる。

四 小笠原小倉藩の成立と展開

（一） 小笠原氏の入国と經營

譜代大名小笠原氏 小笠原は清和源氏、源義家の弟源義光の系譜をひいている。そして鎌倉・室町将軍家の礼法師範として、両家の側近の位置にあった。義光の曾孫遠光は、出生地が甲斐国巨摩郡加賀美であつたところから加賀美氏を称した。また、遠光は平家追討の行賞として信濃守に任せられた。こうして、信濃国を代々本拠地にしていったのである。遠光の二男長清は同郡小笠原で出生したところから小笠原姓を名乗るようになった。しかし、天文二十二年（一五五三）に武田信玄に敗れ、その後家督を継いだ貞慶は天正十年（一五六二）三河の徳川家康に従つて旧地深志城を旧臣とともに奪回した。その後、一時秀吉のもとに入つたが、徳川氏と和睦した秀吉の仲介によつて貞慶の嫡子秀政と家康の長子岡崎信康の息女との婚儀が調い、ふたたび徳川家との関係を調くした。